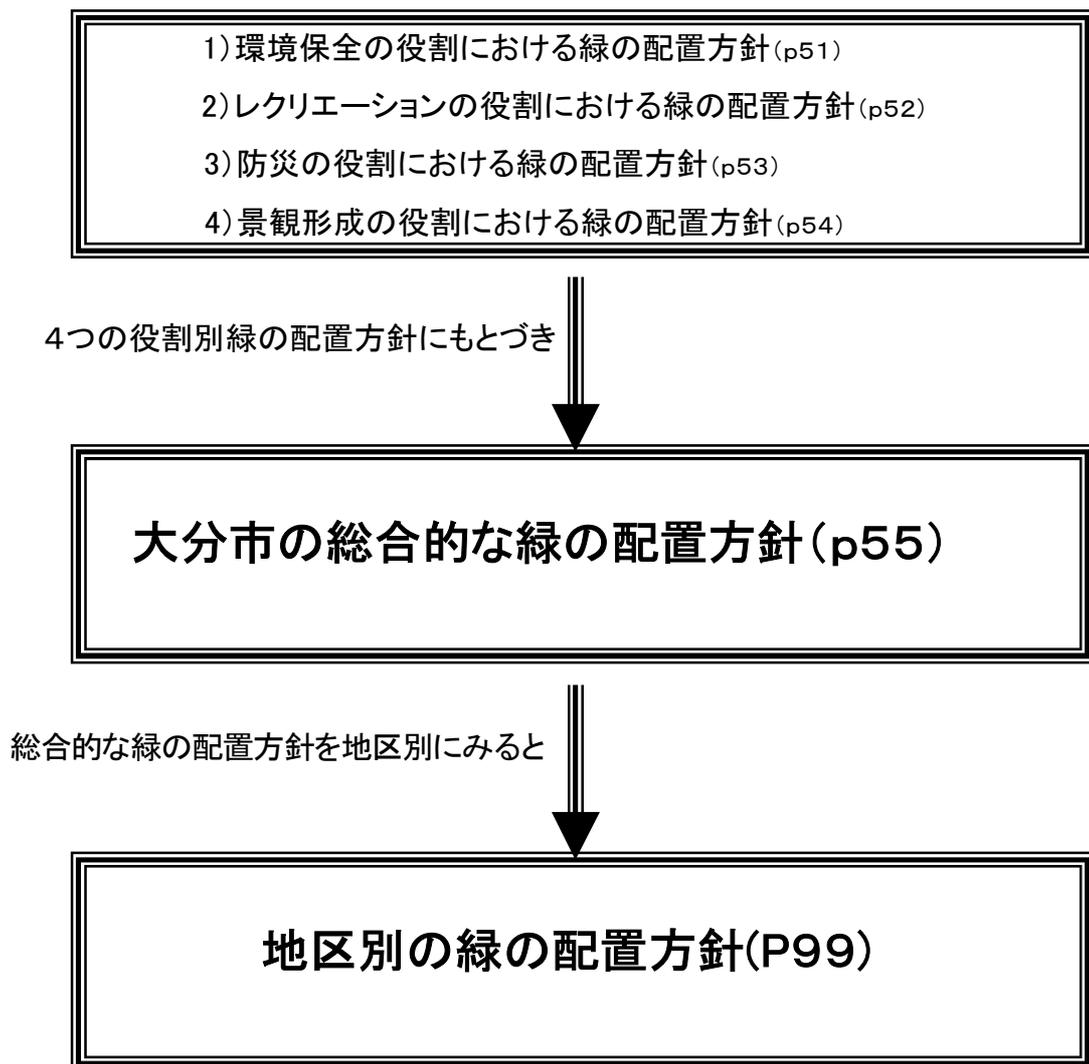


## 2

## 緑の配置計画

緑の配置計画については、(1) 役割別緑の配置方針で、緑の持つ主な機能である環境保全、レクリエーション、防災、景観形成において、それぞれの役割ごとに市街地、郊外、山地等の地域別に緑の配置方針を定めます。

次に、上記の4つの役割別配置方針にもとづいて、(2) 総合的な緑の配置方針 (P55) を定めます。



# (1) 役割別緑の配置方針

## 1) 環境保全の役割における緑の配置方針

### ①市街地

#### ○市街地の緑化によるヒートアイランド現象の緩和

緑の少ない市街地においては公共施設や民有地、また、都市公園内の緑化を推進し、緑化率の向上を図ることにより、ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

### ②郊外、山間部

#### ○貴重な動植物の保全

高崎山周辺や高島には瀬戸内海国立公園、佐賀関半島には日豊海岸国立公園、野津原地区における神角寺芹川県立公園などが指定され良好な環境が保全されています。

また、高崎山、九六位山、霊山、佐賀関半島、烏帽子岳などは貴重な動植物の生息地となっています。これらの緑を重要な緑と位置づけ、保安林などと併せて積極的に保全します。また、周辺の緑地についてもまとまった量の緑地の保全を行います。

#### ○緑との共生

上記以外の緑については、緑地の保全や緑の再生を行い、緑との共生を図ります。

#### ○農地の保全

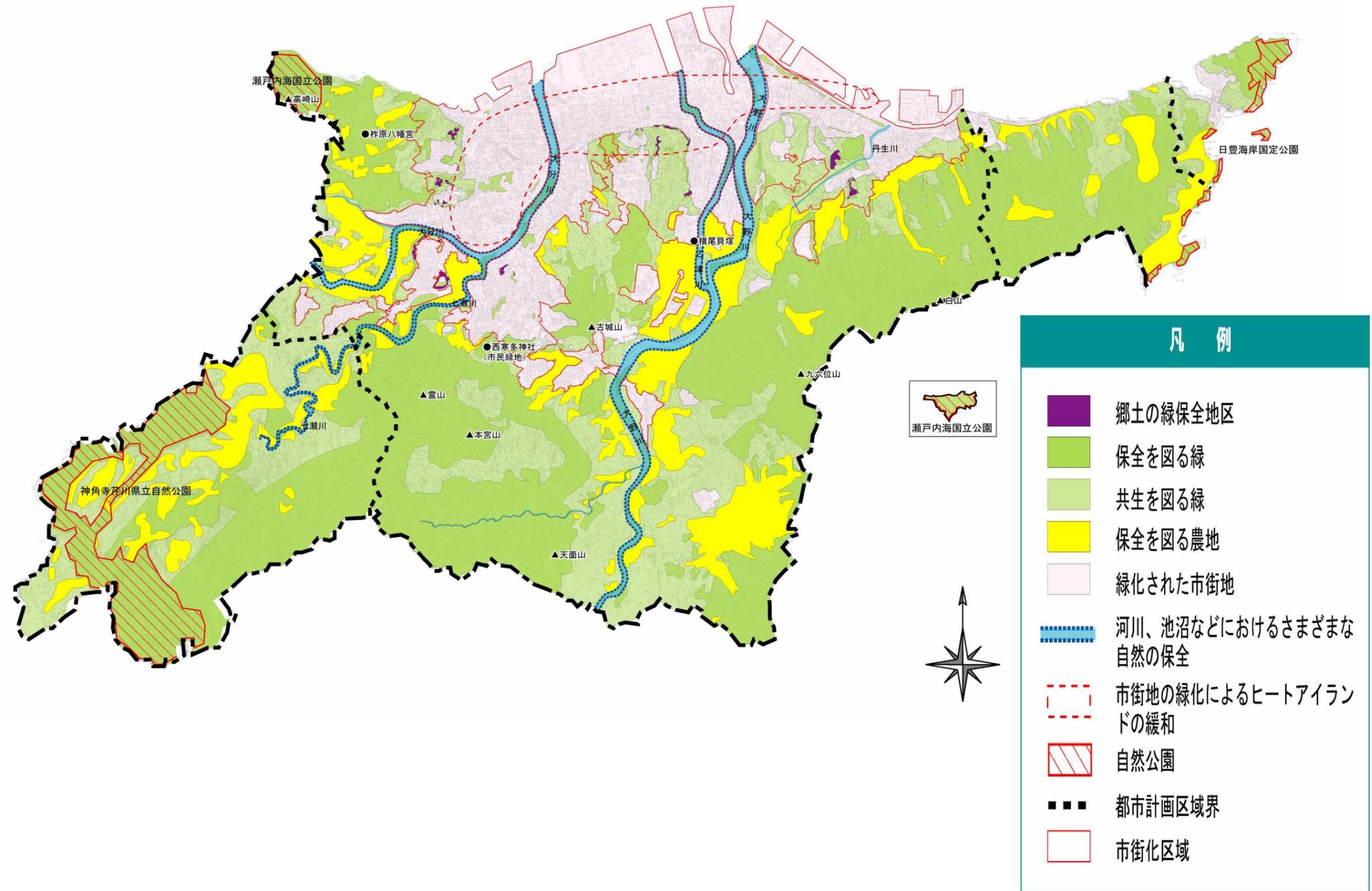
大野川、大分川沿いの平野部や、中山間部に広がる農地は大分市のふるさとの風景であるだけでなく、緑地としても大きな面積を占めています。これらの農地については「大分市農業振興基本計画」と整合を図りながら保全に努めます。

### ③河川、池沼など

#### ○河川、池沼などにおけるさまざまな自然の保全

大分市を南北に流れる大野川、大分川は市内における水の軸となっています。

また、河川沿いや池沼などの周辺には豊富な緑があり、その生態系保護のために河川、池沼などにおける緑地の保全を行います。



## 2) レクリエーションの役割における緑の配置方針

### ①市街地、郊外

#### ○地区の特徴を活かした地区の拠点となる公園の整備

大分スポーツ公園を中心として市内7地区ごとに拠点となるような特色のある公園の整備を図ります。

#### ○身近な公園の整備

公園が少ない地域においては街区公園、近隣公園、地区公園やポケットパークといった身近な公園の整備を行います。

#### ○都市公園計画の見直し

大分スポーツ公園の整備に伴って、現在の公園の配置や内容などについて、市全体で総合的に見直しを行います。

#### ○緑のネットワークの整備

幹線道路の街路樹を連続的に配置し、緑のネットワークの整備を行います。

### ②山間部、中山間部

#### ○自然公園の維持

貴重な動植物の生息が確認されるとともに、景勝地ともなっている瀬戸内海国立公園や日豊海岸国立公園などの自然公園区域については、関係機関とともに適正な維持管理を図り、自然とふれあうことのできるレクリエーションの場として活用します。

#### ○緑と一体になった施設の整備

緑と触れあうことのできる体験の場や自然公園、ハイキングコースなどの整備を行います。

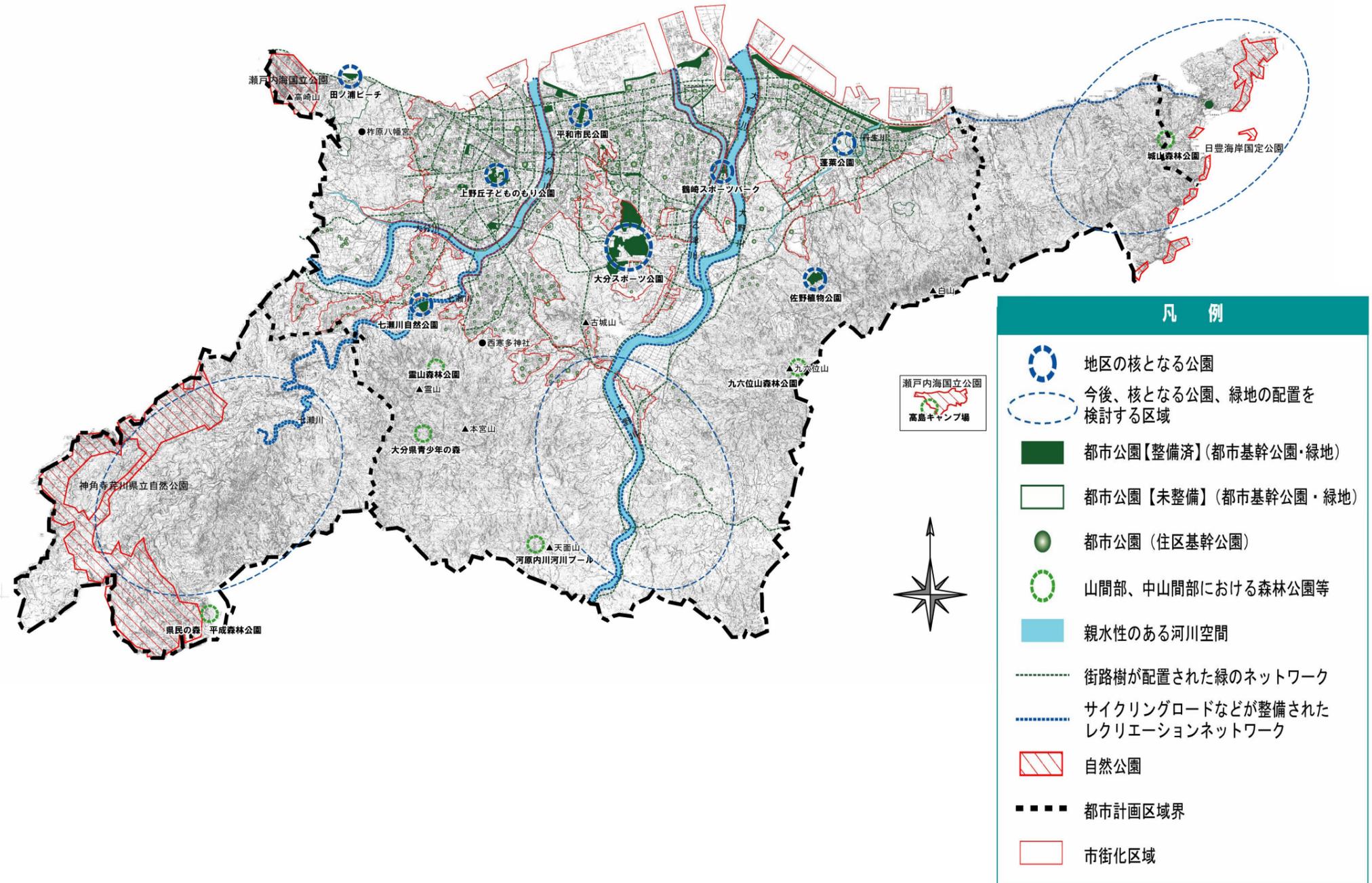
また、すでに整備されている自然公園、ハイキングコースなどについては、施設の老朽化に伴う再整備や、自然を活かしたさまざまなレクリエーション活動の場として対応できるよう、必要に応じて検討を行います。

### ③河川、池沼など

#### ○親水性のあるレクリエーション施設の整備

大野川、大分川をはじめとする河川は、市内における水と触れ合える貴重な場であり、また、さまざまな生物の生息地でもあります。このため、河川におけるさまざまな自然を活かしながら、河川と一体となって親水機能を持った公園や緑地の整備を行います。

また、河川沿いに計画されている緑地の整備を促進します。



### 3) 防災の役割における緑の配置方針

#### ①市街地、郊外

##### ○身近な避難地となる公園の整備

現在、公園が少ないと考えられる地域においては、未整備公園の整備促進や新たな公園整備の検討を行います。

##### ○公園における防災機能の充実と防災拠点の整備

公園における防災機能の充実のために、熱や火の遮断を目的とした公園内の緑化を推進します。また、市内7地区ごとに防災の拠点となりうる公園について、防災機能の整備・拡充などの検討を行います。

##### ○延焼防止効果のある街路樹の整備

幹線道路の緑化を行い、火災発生時における延焼火災の防止を図ります。また、工業専用地域、工業地域周辺における緩衝緑地の充実を図ります。

#### ②山間部

##### ○地すべり危険箇所の緑化、緑地保全による災害の防止

地すべり危険箇所においては、保安林や特別緑地保全地区などの指定等により樹木の伐採を制限し、地すべり発生の危険性を減らすことで災害の防止に努めます。また、保水機能を持つ森林を保全することで、水害の防止に努めます。

##### ○人為的要因による森林火災の防止

人為的要因による森林火災等を防止するため、適切な啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を図ります。

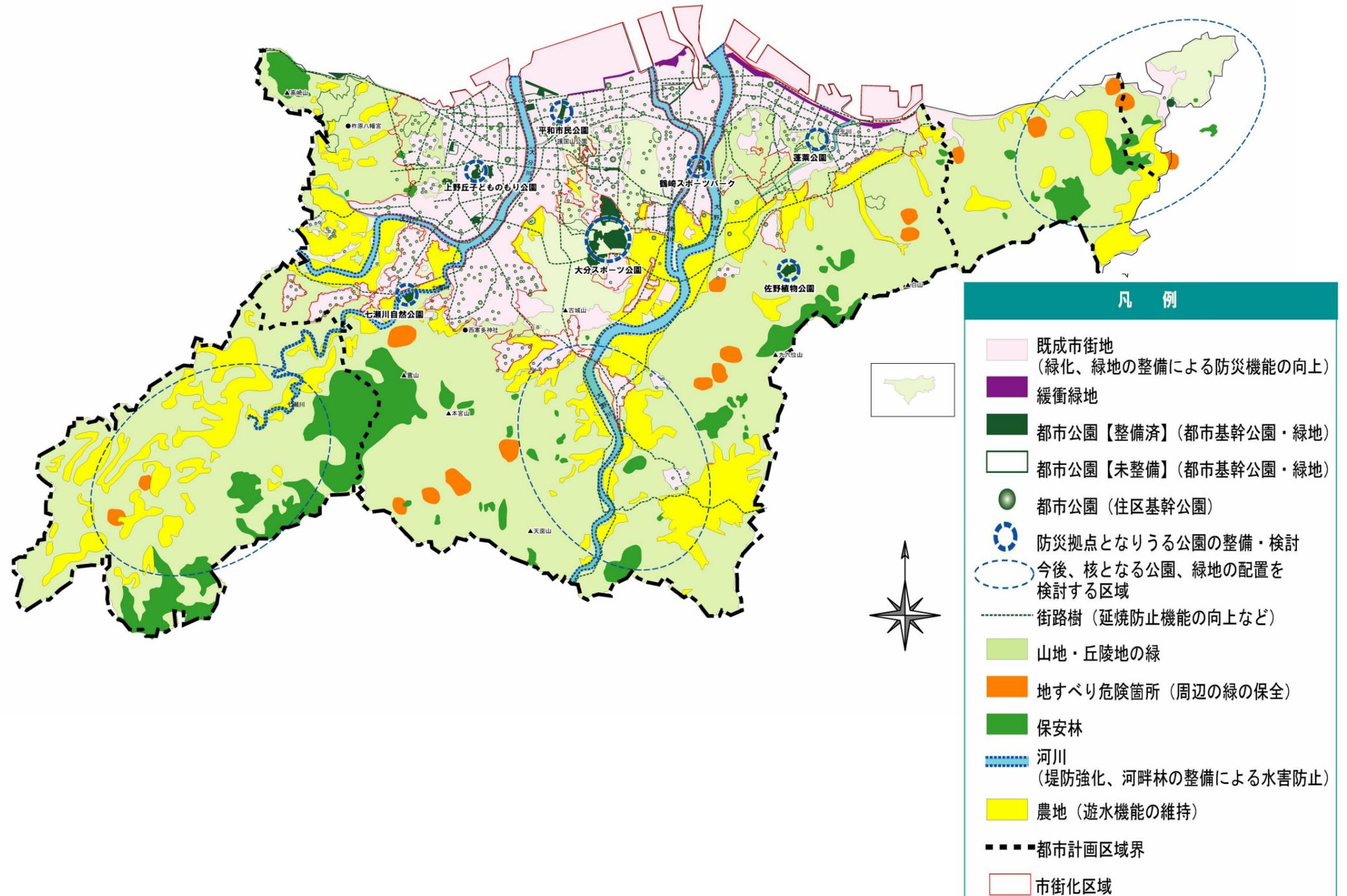
#### ③河川、池沼など

##### ○堤防の緑化による水害の防止

大野川、大分川沿いの地域は、水害のおそれがあります。これらの地域に対する水害防止を目的として、河畔林の保全、整備を行い、堤防機能の強化を図ります。

##### ○遊水機能を持つ河川沿いの農地の保全

河川沿いに広がる農地は、降雨時における雨水を一時的に貯留し、洪水を防止する遊水地としての機能があります。このため、農地の保全を図るとともに、農業や緑とふれあえる環境の整備を図ります。



## 4) 景観形成の役割における緑の配置方針

### ①市街地

#### ○街路樹などの整備

市内の幹線道路について、街路樹などの整備を行うことにより、各地区の公園や主要施設を結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。また、沿道施設についても民間の協力を得ながら積極的に緑化を図り、うまいのある沿道景観や緑の市街地を形成します。

#### ○都市公園内の緑化

都市公園内の緑化を推進し、緑豊かな景観をつくり出します。

### ②郊外

#### ○特徴ある景観の保全

リアス式海岸など特徴的な景観を有する日豊海岸国定公園などの自然公園区域については、関係機関とともに保全を図ります。高田輪中地区（鶴崎地区）、野津原の今市地区など、伝統的で特徴ある景観を緑と一体になって保全を図ります。

#### ○社寺林の保全

大分市には杵原八幡宮、護国山神社をはじめとして社寺林を持つ多くの社寺があり、地域の特徴ある風景となっています。これらの社寺林の中には大分市名木保存条例によって指定されているものもあり、今後も指定拡大も含めて保全を図っていきます。

#### ○傾斜地における緑化

傾斜地など、山地・丘陵地と市街地が接する縁辺部においては、緑地の保全や住宅団地などにおける緑化推進を図ることにより、市街地部から郊外方向を望んだ際の景観保全などを行います。

#### ○農地景観の保全

まとまりのある河川流域の農地や野津原地区の棚田など、地区ごとに個性ある農地景観の保全に取り組みます。

### ③山間部

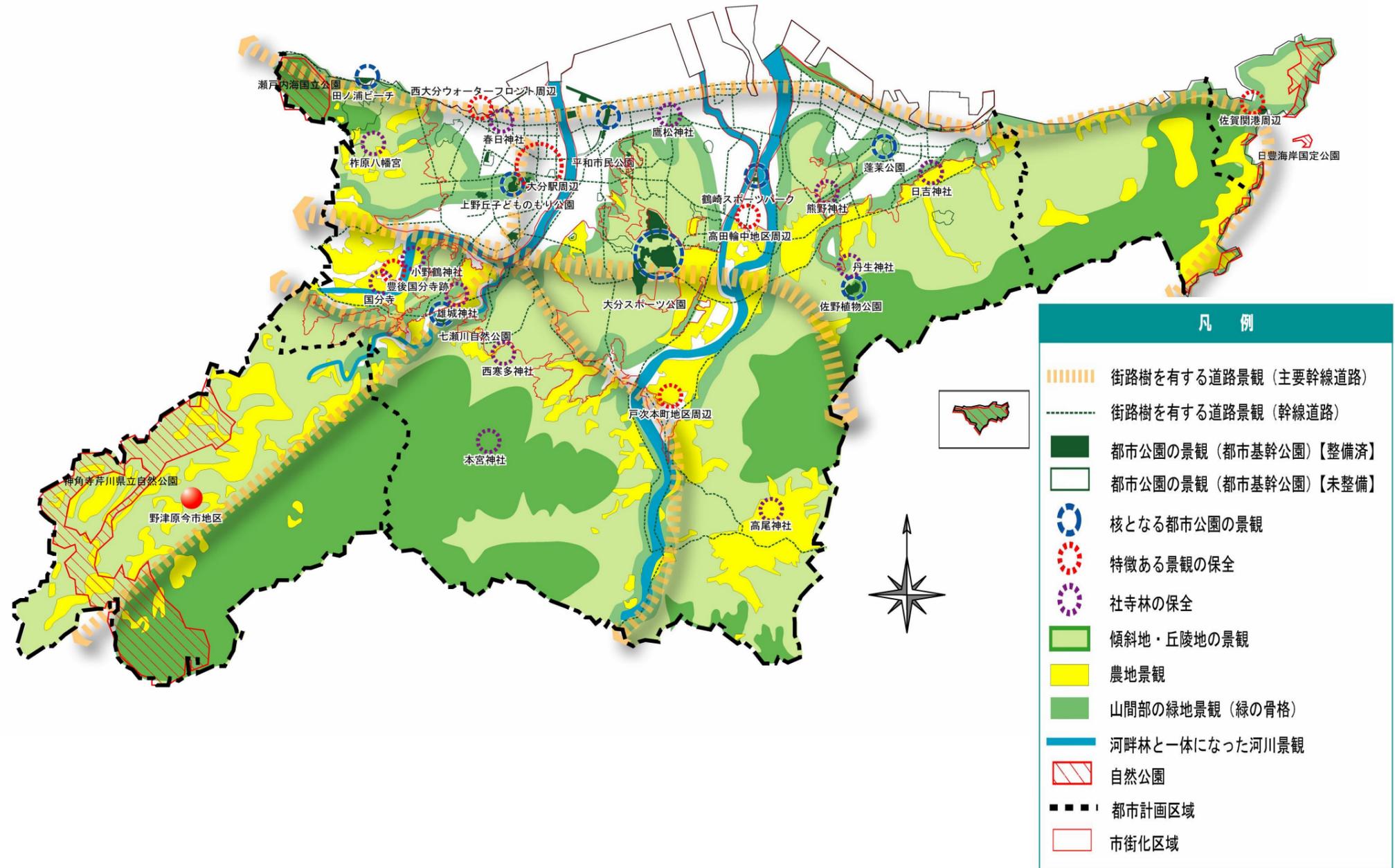
#### ○山間部の緑地の保全

市を囲むようにして連なる山間部の緑は、大分市における重要な緑の軸のひとつです。これら山間部の自然景観を保全することをはじめ、平地部からの眺望を意識した保全施策に取り組みます。

### ④河川、池沼など

#### ○河川、池沼などにおける緑地の保全

大野川、大分川をはじめとする河川や池沼などは、大分らしい風景の一つとなっています。河川沿いや池沼周辺の緑地を保全し、緑あふれる豊かな水辺景観を創ります。



## (2) 総合的な緑の配置方針

総合的な緑の配置方針は、次の4つの配置方針にもとづいて、方針を定めます

### ○緑の4つの役割における緑地の配置方針

- 1) 環境保全の役割における配置方針(p51)
- 2) レクリエーションの役割における配置方針(p52)
- 3) 防災の役割における配置方針(p53)
- 4) 景観形成の役割における配置方針(p54)

総合的な緑地の配置方針では、次のようなゾーンに区分し、今後の市の様々な施策や事業を進めていくための基本となります。

#### ○緑地保全ゾーン

市の骨格となる緑地の中で、特に優れた自然環境として、保全を図っていくゾーンです。

#### ○農地保全ゾーン

ふるさとの景観や防災など重要な緑の役割を持つ農地の保全を図っていくゾーンです。

#### ○共生ゾーン

自然環境の保全を基本とする中で、今後のまちづくりの際には、苗木などの植栽による自然の再生など、自然と人との共生を図っていくゾーンです。

#### ○緑化推進ゾーン

既成市街地や住宅団地において、市民、企業、行政が協力しながら、地区の個性を活かしたまちの緑化を進めていくゾーンです。

## 1) 軸となる緑地の配置

- ①高崎山、霊山、九六位山などの貴重な動植物の生息地となっている緑地については、優先的に保全を図ります。また、周辺の緑地についても保全を図り、都市の骨格となる緑豊かな環境を維持します。  
森林公園、ハイキングコースなどレクリエーション施設の整備もあわせて行います。
- ②市街地周辺の丘陵地における住宅団地などでは、傾斜地の緑の保全を図り、良好な景観を維持します。
- ③大野川、大分川をはじめとする河川的环境を保全するとともに、堤防及び沿川の緑化、河畔林の整備による水害防止に努めます。  
河川敷については、親水性のあるレクリエーションの場として整備を図ります。
- ④良好な農地景観の保全、水害発生時における遊水機能を確保するため、郊外部の大規模河川周辺に広がる農地の保全を図ります。

## 2) 重要な緑地の配置

- ①市街地周辺の丘陵地のまとまった緑について保全や共生を図り、地区における身近な緑として維持します。
- ②市街地に点在する里山や社寺林の保全を図ります。
- ③市民、企業、行政が一体となった緑化により、ヒートアイランド現象の緩和や、花と緑で彩られた美しい市街地を創ります。

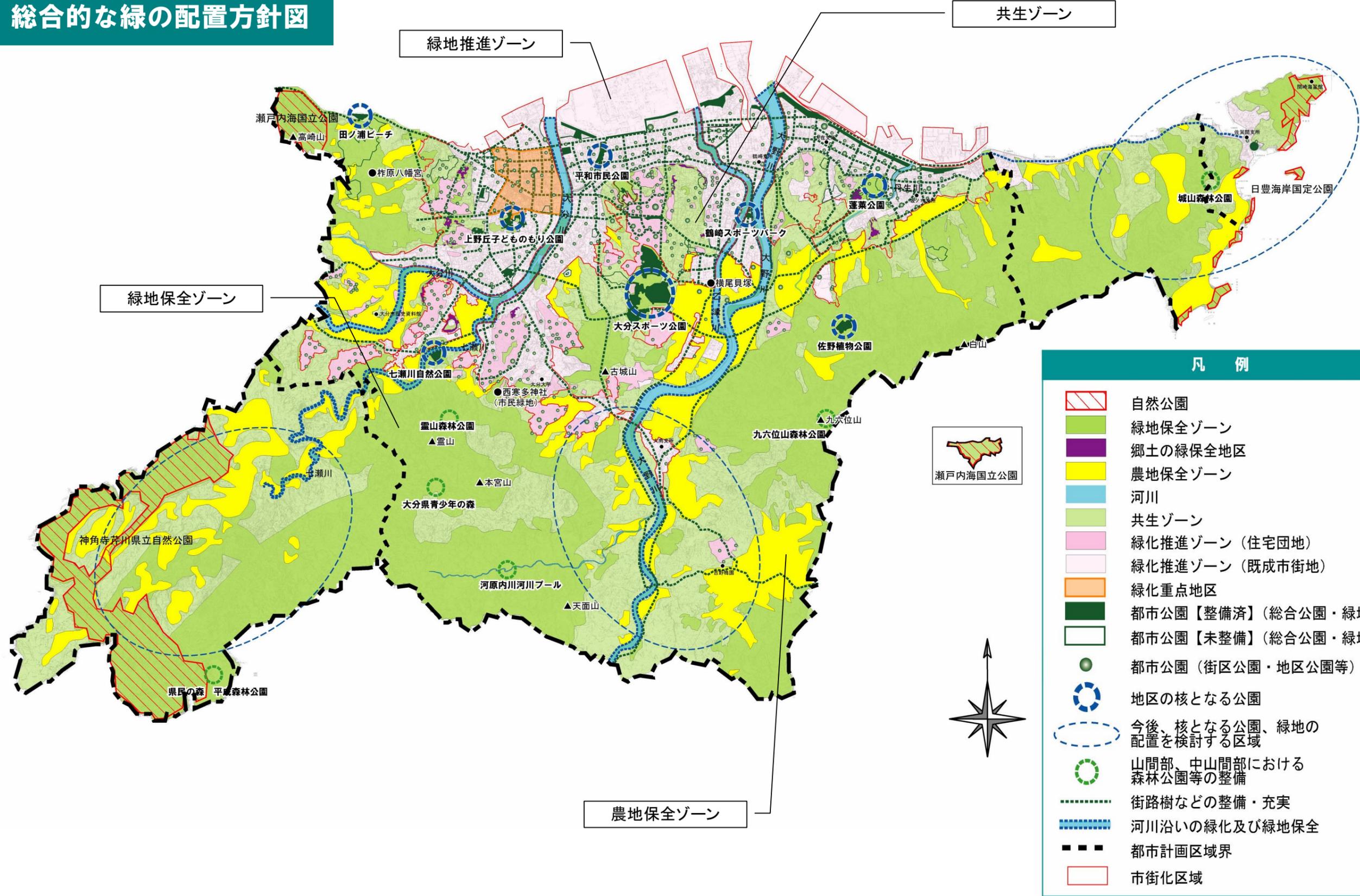
## 3) 緑のネットワークの形成

- ①主要幹線道路における街路樹の整備や大野川、大分川といった河川における河畔林や緑道などの整備を行い、山地、丘陵地、市街地を結ぶ緑のネットワークを創ります。また、緑のネットワークを形成する緑地の配置により、火災発生時における延焼の防止を図ります。

## 4) 公園などの総合的な配置

- ①大分スポーツ公園の整備に伴って、現在の公園の配置や内容などについて、市全体で総合的な見直しを行います。
- ②公園が少ないと思われる地区については、新たな公園などの計画を検討します。
- ③地区ごとに特色ある拠点となる公園を整備し、大分スポーツ公園を中心としてバランスのよい公園の配置を行います。

# 総合的な緑の配置方針図



凡例	
	自然公園
	緑地保全ゾーン
	郷土の緑保全地区
	農地保全ゾーン
	河川
	共生ゾーン
	緑化推進ゾーン (住宅団地)
	緑化推進ゾーン (既成市街地)
	緑化重点地区
	都市公園【整備済】(総合公園・緑地等)
	都市公園【未整備】(総合公園・緑地等)
	都市公園 (街区公園・地区公園等)
	地区の核となる公園
	今後、核となる公園、緑地の配置を検討する区域
	山間部、中山間部における森林公園等の整備
	街路樹などの整備・充実
	河川沿いの緑化及び緑地保全
	都市計画区域界
	市街化区域